

いちご一会とちぎ国体下野市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）及びいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、下野市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品の整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、簡素、効率化を考慮し、原則として次のとおりとする。

(1) 国体

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会役員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、原則として国体及びリハーサル大会において、全競技共通のものとする。ただし、共催市町実行委員会又は競技団体が識別用品を整備する場合の識別用品のデザインについては、この限りではない。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。